

## 沼津市奨学生選考基準

平成 28 年 7 月 20 日委員長決定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、沼津市奨学生選考委員会規定（昭和 40 年沼津市教育委員会規程第 1 号）第 10 条の規定に基づき、沼津市奨学生（沼津市育英条例（昭和 40 年条例第 11 号）第 2 条に規定する給与を受ける者に限る。以下「奨学生」という。）の選考方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の考え方)

第 2 条 奨学生の選考においては、次の各号により評価点数を決定する。

- (1) 奨学生を申請した者（以下「申請者」という。）について、別表 1 の評価基準により評定項目ごとに評定し、各評定項目の評定点の合計を「基準による評価点数」とする。
- (2) 「基準による評価点数」とは別に、考慮すべき要素があると考えられる場合には、各委員が 0 点から 3 点の範囲内で評定点を加点し、最終的な評価点数とする。

(奨学生の選定)

第 3 条 評価点数の高い申請者から予算の範囲内で、奨学金支給の必要性が高いと判断される者を奨学生として選定する。

付 則

この基準は、平成 12 年 7 月 7 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 28 年 7 月 20 日から施行する。

別表 1

## 評 価 基 準

	評 定	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
1	所得（両親の所得） ※点数×2	～50 万円	51～150	151～250	251～350	351～450
2	人 物 概 評		A	B	C	
3	学 業 成 績		A	B	C	
4	住 居 の 家 賃				有	
5	申請者を除く学生等 の世帯人数	5 人以上	4 人	3 人	2 人	1 人
6	両 親 の 状 況		父 × 母 ×		父○× 母×○	
7	障害者の世帯人数			2 人以上	1 人	

## 備考

1 「所得」は、世帯員のうち申請者の両親の収入を合算し、1 万円未満を切り捨てしたものとする。給与所得者については、別表 2 により控除額を差し引いて計算する。  
なお、評定点数は、別表 1 に該当する点数に 2 を乗じて得た数とする。

両親以外の者が主たる家計支持者の場合は、その者の収入にて評価を行う。

2 「人物概評」は高等学校長からの推薦調書によるものとし、次のとおりとする。

- A 特に優れている。
- B 優れている。
- C 普通

3 「学業成績」は、出身校の第3学年における成績1教科当たりの平均を、次の区分により評価するものとする。

A 4.3～5.0 特に優れている。

B 3.5～4.2 優れている。

C 2.7～3.4 普通

※10段階評価の場合、成績平均値の2分の1の数値で評価する。

4 「住居の家賃」は、沼津市に住む両親もしくはその他の主たる家計支持者が、借家等に居住し毎月支払う家賃がある場合に加点する。

5 「申請者を除く学生等の世帯人数」は、申請者を除いた世帯員のうち、学校教育法で定める児童、生徒、学生の人数をいう。

6 「両親の状況」中「○」は健在を、「×」は死亡又は離婚等により不在の状況をいうものとする。

7 障害者の世帯人数は、世帯構成員の中で障害を持つ者の人数をいう。

## 別表2

給与所得の場合による控除額

(A)

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合	年間収入額×0.2+238万円
(ただし、収入金額が298万円未満の控除額は収入金額と同額である。)	
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入額×0.3+198万円
781万円を超える場合	432万円

(B)

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入額と同額
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入額×0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円である。)
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入額×0.3+18万円
360万円を超える場合	年間収入額×0.2+54万円

## 備考

- 1 奨学金の申請者の生計を維持する者のうち、給与所得の年間収入額が多い者（給与所得のある者が1人の場合を含む。）にあつては（A）の表、少ない者にあつては（B）の表を適用する。なお、年間収入額が同額の場合については、いずれか一方の者は（A）の表、他方の者は（B）の表を適用する。
- 2 控除額は、1万円未満の端数があるときは、四捨五入する。